

2011年9月12日

産業保健の在り方に関する地方連合会からの主な意見

日本労働組合総連合会（連合）
総合労働局雇用法制対策局局長
市川佳子

《全般》

1. 産業保健全般に対する人的支援・財政的支援の拡充
 - ・個別訪問・個別支援への対応能力強化
 - ・労働安全衛生に精通した産業看護・保健職等の養成・増員
 - ・更なる効率化も必要
2. 産業保健関係機関との連携
 - ・関係行政組織、都道府県関係部局、産業カウンセラー協会、精神保健福祉会、労働安全センター、”外部専門機関”（労働安全衛生法改正との連動）との連携強化と労働組合の意見反映、等
3. 3センター統合による一体的・総合的な産業保健の推進
4. 今後の在り方を検討するにあたり、地域事例（効果的な活動事例）の集約、検証
 - ・地域産業保健センターについては、コーディネーターの能力と努力により効果的な活動が行われているセンターが存在しているのも現実であり、こうした経験を集約、検証し、どのような方法が小規模事業場の産業保健のレベルアップにつながるか検証することが活動の活性化に繋がるのではないか。また地域の実情に応じた経験を総括、検証する必要もある。
 - ・震災の教訓からも、3センターに求められることが変わってくるのでは。

《機能》

1. 産業保健推進センター・地域産業保健センター・メンタルヘルス対策支援センターの機能の拡充
 - ・各センターの業務委託形態・単位（期間・地域）の見直し
 - ・労使団体などが企画するセミナーなどにおける講師派遣、人事・労務向け講座内容の充実、等
 - ・中小事業場・零細企業に対する重点的取り組み
 - ・非正規労働者に対する取り組み強化
 - ・DVD貸し出しサービスの再開
2. 各種活動の広報・周知の強化
 - ・ハローワークでの周知、一体的なテレホンサービス、足でかせぐ広報活動、全国紙・TV・地域回覧版等を活用、「研修・助言」活動に関する広報、等

以上